旅行業者営業保証金取戻し公告

旅行業法第９条第７項及び旅行業者営業保証金規則第９条第１項（変更登録を受けた場合）、旅行業法第20条第３項及び旅行業者営業保証金規則第９条第２項（登録の抹消があった場合）、又は旅行業法第22条の15第１項及び旅行業者営業保証金規則第９条第３項（旅行業協会の保証社員となった場合）の規定により次のように公告します。

下記⑩の取戻しをしようとする営業保証金につき、旅行業法第17条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに氏名又は名称及び住所を記載した申出書に権利を有することを証する書面を添付して⑪の申出書提出先に提出してください。前記期間内に申出書の提出がないときは、営業保証金は取戻されます。

平成 24 年９月３日

記

［掲載順序］

①商号　②旅行業の業務の範囲（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦変更登録年月日及び変更登録後の登録番号（変更登録を受けた場合）　⑧登録の抹消年月日（登録の抹消があった場合）　⑨旅行業協会の保証社員となった年月日（保証社員になった場合）　⑩営業保証金の額（変更登録を受けた場合にあっては、取戻しをしようとする営業保証金の額）　⑪申出書提出先　⑫掲載者の住所、名称又は氏名並びに法人にあってはその代表者の氏名

＊冒頭のＡは変更登録を受けた場合、Ｂは登録の抹消があった場合、Ｃは旅行業協会の保証社員となった場合をあらわす。

Ｂ　①株式会社時田工務店　②第３種旅行業　③埼玉県知事登録旅行業第３―743号　④株式会社時田工務店　埼玉県熊谷市宮町１丁目３番地　代表取締役　時田芳文　⑤株式会社時田工務店　埼玉県熊谷市宮町１丁目３番地　⑥平成８年６月25日　⑧平成24年７月25日　⑩300万円　⑪埼玉県知事　⑫埼玉県熊谷市宮町１丁目３番地　株式会社時田工務店　代表取締役　時田芳文

Ｂ　①東海交通株式会社　②第３種旅行業　③神奈川県知事登録旅行業第３―544号　④東海交通株式会社　神奈川県横須賀市長浦町１丁目17番２号　代表取締役　谷川智典　⑤本社営業所　神奈川県横須賀市長浦町１丁目17番２号　⑥平成元年11月28日　⑧平成23年６月13日　⑩300万円　⑪神奈川県知事　⑫神奈川県横須賀市長浦町１丁目17番２号　東海交通株式会社　代表取締役　谷川智典

Ｂ　①株式会社ギンガツーリスト　②第３種旅行業　③大阪府知事登録旅行業第３―1859号　④株式会社ギンガツーリスト　大阪府大阪市中央区博労町４丁目６番17号　代表取締役　郡原貢　⑤本社営業所　大阪府大阪市中央区博労町４丁目６番17号　⑥平成９年５月２日　⑧平成24年８月３日　⑩300万円　⑪大阪府知事　⑫大阪府大阪市中央区博労町４丁目６番17号　株式会社ギンガツーリスト　代表取締役　郡原貢

Ｂ　①株式会社アーバントラベルビューロー　②第３種旅行業　③鹿児島県知事登録旅行業第３―166号　④株式会社アーバントラベルビューロー　鹿児島市東郡元町７番１―1203号　代表取締役　境眞光　⑤本社営業所　鹿児島市東郡元町７番１―1203号　⑥平成10年１月16日　⑧平成24年８月７日　⑩300万円　⑪鹿児島県知事　⑫鹿児島市東郡元町７番１―1203号　株式会社アーバントラベルビューロー　代表取締役　境眞光

旅行業協会弁済業務保証金取戻し公告

旅行業法第22条の12第５項及び旅行業協会弁済業務保証金規則第２条第１項（保証社員の地位を失った場合）、又は旅行業法第22条の12第１項及び旅行業協会弁済業務保証金規則第２条第２項（保証社員が変更登録を受けた場合）の規定により次のように公告します。

下記①に掲げる者との旅行業務に関する取引によって生じた債権（保証社員の地位を失った場合は、当協会の保証社員であった期間におけるものに限る）に関し旅行業法第22条の９第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、当協会の弁済業務規約の定めるところにより、その債権の額及びその取引が成立した時期並びに氏名又は名称及び住所を記載した認証申出書２通を、下記①に掲げる者の所属する当協会に提出してください。前記期間内に認証申出書の提出がないときは、弁済業務保証金は取戻されます。

平成 24 年９月３日

記

［掲載順序］（　）内は保証社員が変更登録を受けた場合の表示

①当協会の保証社員であった者の商号（商号）　②旅行業の業務の範囲（変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦協会の保証社員としての地位を失った年月日（変更登録年月日及び変更登録後の登録番号）　⑧保証社員が当協会に納付した弁済業務保証金分担金の額に相当する額（取戻しをしようとする弁済業務保証金の額）　⑨弁済限度額

＊冒頭のＡは保証社員の地位を失った場合、Ｂは保証社員が変更登録を受けた場合をあらわす。

Ａ　①株式会社九州ツーリスト　②第３種旅行業　③宮崎県知事登録旅行業第３―114号　④株式会社九州ツーリスト　宮崎市清武町加納乙182番地８　代表取締役　清家伊和雄　⑤本社営業所　宮崎市清武町加納乙182番地８　⑥平成11年９月16日　⑦平成24年８月１日　⑧60万円　⑨300万円

Ａ　①株式会社ダイヤモンドトラベル　②第２種旅行業　③鹿児島県知事登録旅行業第２―120号　④株式会社ダイヤモンドトラベル　大島郡徳之島町亀津7356番地　代表清算人　渕上平八郎　⑤本社営業所　大島郡徳之島町亀津7356番地　⑥昭和62年３月５日　⑦平成24年２月６日　⑧223万円　⑨1115万円

Ｂ　①株式会社ユニオントラベル山口　②第２種旅行業　③山口県知事登録旅行業第２―105号　④株式会社ユニオントラベル山口　山口市滝町１番１号　代表取締役　河口吉晴　⑤本社営業所　山口市滝町１番１号　⑥平成19年９月10日　⑦平成24年８月６日　山口県知事登録旅行業第３―122号　⑧160万円　⑨1100万円

以上３件

東京都港区虎の門４丁目１番20号田中山ビルディング
社団法人全国旅行業協会
会長　二階　俊博